# 皇室事項

**皇室会議**

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日について、十二月一日皇室会議が開催され、次のとおりの意見が決定された。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の施行日の決定に当たっては、天皇陛下の御即位及びそれに伴う皇太子徳仁親王殿下の御即位がつつがなく行われることと、皇位の継承に伴う国民生活への影響を考慮することと等に留意する必要がある。

以上の点を踏まえて、皇室会議としては、施行日は平成三十一年四月三十日とすべきであると考える。

なお、本法の施行に当たっては、国民生活への影響も十分考慮し、皇位の継承がつつがなく行われるよう、政府において遺漏なく準備を進めるとともに、その状況について適時適切に国民に周知を図っていくことが必要である。

**歓迎行事**

天皇皇后両陛下は、十一月二十七日午前九時十分、皇居において行われたルクセンブルク国大公殿下の歓迎行事に御臨場になった。

**御会見**

天皇皇后両陛下は、十一月二十七日午前九時三十八分、宮中において、ルクセンブルク国大公殿下と御会見になった。

**宮中晩さん**

天皇皇后両陛下は、十一月二十七日午後七時一分、ルクセンブルク国大公殿下のため、宮中晩さんをお催しになった。

**行幸啓**

天皇皇后両陛下は、十一月二十九日午後六時四十八分御出門、ルクセンブルク国大公殿下主催答礼行幸啓、同八時二十七分還幸啓になった。

**行啓**

皇后陛下は、十一月三十日午後六時三十四分御出門、ザ・プリンスパークタワー東京公演二〇一七ユニセフ・ファイルラントチーフタンズ来日公演御観賞及び天皇陛下によるお礼コンサートを御鑑賞のため、迎賓館赤坂離宮（港区）へ行啓、同八時二十七分還啓になった。

**行啓**

皇后陛下は、十一月三十日午後六時三十四分御出門、ザ・プリンスパークタワー東京公演二〇一七ユニセフ・ファイルラントチーフタンズ来日公演御観賞のため、オーチャードホール（渋谷区）へ行啓、同九時四十一分還啓になった。

**御祝電**

天皇陛下は、ラオス国の建国記念日につき、十二月二日同国国家主席閣下へ御祝電を発せられた。

# 官庁発表

## 官庁事項

**農林物資の規格化等に関する法律第17条の12第２項の規定に基づく登録の取消し及び認定に関する業務の停止命令に係る公示**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第17条の12第２項の規定に基づき、下記のとおり登録認定機関に対し処分を行ったので、同条第６項の規定に基づき、公示する。

平成29年12月５日

農林水産大臣　**齋藤　健**

記

1　処分をした年月日　平成29年11月24日

2　被処分者の名称及び住所　登録認定機関特定非営利活動法人日本生態系農業協会　東京都江東区亀戸七丁目十番一号Ｚビル４階

3　処分の内容及び期日又は期間

①　法第17条の12第２項の規定に基づく登録の取消し　平成30年３月25日

②　法第17条の12第２項の規定に基づく認定に関する業務の停止命令　平成29年11月24日から登録取消日まで

4　処分の原因となった事実

平成29年10月25日、当該登録認定機関は、平成29年８月25日付け農林水産省指令第2482号で法第17条の11の規定に基づき命じた認定に関する業務の改善命令に対し、改善を行うことができない旨の報告及び法第17条の８第１項の規定に基づく以下の内容の業務廃止の届出を行った。

①　登録年月日及び登録番号　平成18年９月１日　第72号

②　登録認定機関の名称及び住所　特定非営利活動法人日本生態系農業協会　東京都江東区亀戸七丁目十番一号Ｚビル４階

③　登録認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類　有機農産物及び有機加工食品

④　廃止年月日　平成30年４月30日

このため、当該登録認定機関において当該改善命令を受けた業務が改善されないことが確実であると認められる。

このことは、法第17条の12第２項３号に掲げる登録認定機関の登録の取消し等の事由に該当する。

# 公　告

## 諮　事　項

### 工場財団

千葉県富里市十倉344番地７**齊藤博樹**の工場財団に千葉県大網白里市柳橋字大東883番地１、883番地２、884番地１、884番地２大網白里発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年12月５日

千葉地方法務局東金出張所

### 土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成29年11月27日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成29年12月５日

静岡地方法務局長　西江　昭博

記

氏名　眞田　正義

所属する土地家屋調査士会　静岡県土地家屋調査士会

登録番号　静岡第871号

事務所の所在地　静岡県裾野市石脇618番地の６

違反行為　未登録補助者の使用等

### 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２９年（家）第１８５５号**

京都市中京区烏丸通二条下ル西側　ヒロセビル２階　市民共同法律事務所

申立人　久米　弘子

本籍京都府亀岡市千歳町千歳溝川１番地、最後の住所京都市左京区岩倉上蔵町101番地いわくら病院方、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日平成29年９月30日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和18年６月30日、職業無職

被相続人　亡　森川　貞夫

事務所京都市中京区烏丸通二条下ル西側　ヒロセビル２階　市民共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　弘子

京都家庭裁判所

**平成２９年（家）第７０１号**

兵庫県西宮市甲風園１丁目８－１　ゆとり生活館ＡＭＩＳ５Ｆ

申立人　武田　純

本籍兵庫県西宮市南昭和町２番、最後の住所兵庫県西宮市南昭和町２番15－202号、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日平成29年10月１日、出生の場所兵庫県神戸市兵庫区、出生年月日昭和29年７月17日、職業無職

被相続人　亡　飯塚　博子

事務所兵庫県尼崎市潮江１丁目８－１　ユーポ潮江111号

相続財産管理人　弁護士　川口　丹子

神戸家庭裁判所尼崎支部

**平成２９年（家）第１２３号**

鳥取県米子市淀江町佐陀873番地

申立人　山中　浩幸

本籍鳥取県米子市久米町31番地、最後の住所鳥取県米子市旗ケ崎１丁目16番15号、死亡の場所鳥取県米子市、死亡年月日平成28年12月13日、出生の場所鳥取県米子市、出生年月日昭和29年２月13日、職業不詳

被相続人　亡　矢瀧　亮

事務所鳥取県米子市加茂町２丁目113番地加茂町ビル203号

相続財産管理人　司法書士　鹿島　康裕

鳥取家庭裁判所米子支部